

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Economic Security & International Trade

---

※本稿は、三菱UFJ銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」(2026年2月5日付掲載)からの転載です。

2026年4月5日

### ロシアから撤退した外国ブランド商標の行方

弁護士 小林 英治 / 弁護士 松嶋 希会

#### Contents

---

1. はじめに
2. 3年間不使用の商標の登録取消し(ロシア民法第1486条)
3. 裁判事例
4. 非友好国企業による商標の新規登録

#### 概要

ロシアでは、ウクライナ侵攻後、ロシア市場から撤退した外国ブランドの類似商標の利用が話題となったが、侵攻からもうすぐ4年の現在、撤退した外国ブランドの登録商標自体についても法的な問題が懸念されている。それは、3年間使用されていない登録商標の登録の取消しである。本稿は、ロシアでの、不使用商標の登録取消しについて取り上げる。

#### 1.はじめに

ロシアでは、ウクライナ侵攻後、ロシア市場から撤退した外国ブランドの類似商標の利用が話題となったが、侵攻からもうすぐ4年の現在、撤退した外国ブランドの登録商標自体についても法的な問題が懸念されている。それは、3年間使用されていない登録商標の登録の取消しである(ロシア法上は「登録商標の法的保護の期間満了前終了」という制度だが、本稿では「登録の取消し」と表現する)。撤退した外国ブランドの商標については、メディアでも報道されているが、誤解を招くような取り上げ方がされている場合があり、注意を要する。

## 2. 3年間不使用の商標の登録取消し(ロシア民法第1486条)

### (1) 事前提案

利害関係人は、まず、商標権者に対し、登録商標の登録抹消を申し立てるか、利害関係人に商標権を譲り渡すかを提案しなければならない。商標権者が、提案の通知日から2か月以内に、どちらにも応じない場合、利害関係人は、商標権者を相手に、裁判所に対し登録の取消しを申し立てることができる。

### (2) 取消しの利害関係

登録の取消しを求める原告は、取消しの利害関係を証明しなければならない。この際、将来、同一又は類する同種商品について、係争商標と同一の標章又は混同の恐れがある類似の標章を、個別化の手段として用いることを証明する事情が必要である(2019年4月23日付ロシア最高裁判所総会決議第10号第165項)。

### (3) 商標の使用

裁判所は、(1)の事前提案通知日までの3年間に係争商標が一度も使用されていない場合に、登録の取消しを認める。使用事実の立証義務は商標権者である被告が負い、実際に(架空ではなく)使用されていたことを証明しなければならない(上記決議第166項)。

「使用」とは、商品、又は、流通に乗せるための書面、広告、インターネットなどでの商標の使用で、①商標権者による使用、②ライセンス契約に基づき権利を有する者による使用、又は、③他者による使用で商標権者の管理の下にある場合を意味する。文言からは、商標権者が関与せずにロシアに持ち込まれた並行輸入品では、商標の「使用」は認められないと理解できる。

不使用に正当な理由がある場合、その期間は、商標の使用事実を証明すべき3年間の期間計算には考慮されない。商標権者の意思にかかわらず生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等、商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる(上記決議第167項、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)協定第19条)。

## 3. 裁判事例

### (1) 登録の取消しが認められた事例

2024年3月、空調設備の開発、製造、輸入を行うロシア企業グループに属するロシア企業が、通信機器を製造するスウェーデン企業A社の登録商標の一部指定商品(第11類:加熱用・冷却用・換気用の装置)についての登録の取消しを求めて訴えを提起した。2024年10月、第一審が登録の取消しを認め、2025年6月、上級審も同様の判断をした(事件番号SIP-334/2024)。本事案は、メディアでは「ロシアを撤退した外国企業の商標の登録取消しの初事例」と報道されたが<sup>1</sup>、確かにA社は2022年末にはロシアへの販売を停止したものの、それ故に商標が使用されなくなったという事案ではなかった。

事案の詳細や全ての争点の説明は割愛するが、係争商標の使用を証明すべき期間は、2021年1月18日から2024年1月17日であり、A社は、少なくとも2021年は、ロシアで係争商標を付した通信機器を販売していた。使用事実については、商標の周知性や、第11類に属する商品での商標使用が争われたが、結論としては、使用事実は認定されなかった。

A社は、デュアルユース(軍民両用)品に関する制裁やロシアによる制限措置により、ロシアで係争商標を使用できなかった、つまり、不使用に正当事由があることも主張していた。これに対し、裁判所は、対象商品がデュアルユース品であることが立証されず、また、ロシアは輸入禁止措置を導入していなかったが、仮にA社が主張するような輸入禁止措置があっ

たとしても、その導入の前の期間(主に2021年)の使用も立証されなかったとして、A社の主張を退けた。

西側諸国とロシアとの制裁合戦が始まってからは、ロシア裁判では、西側諸国による対ロシア制裁は無効、ないものとして扱われている。例えば、非友好国企業が制裁により債務を履行することができなくなった場合、制裁はないものとして判断されるので、何ら不可抗力事由がなく、非友好国企業は債務不履行の責任を負わされる。本事案では、ロシアの裁判所は、西側諸国による制裁の効力を論じておらず、今後、ロシアへの輸出禁止措置といった対ロシア制裁が、商標の「不使用の正当事由」に認められるかは裁判実務の蓄積を待たなければならない。

## (2)登録の取消しが認められなかった事例

アルコール飲料(特にジン・ウォッカ)を販売するロシア企業が、2024年、米国の大手飲料会社B社を相手に、商標登録の取消しを求める訴訟を3件提起したが、どの訴訟においても取消しは認められなかった(事件番号SIP-491/2024、SIP-492/2024及びSIP-493/2024)。

事案の詳細や全ての争点の説明は割愛するが、B社は、どの訴訟の係争商標についても第32類の指定商品(アルコールを含まない飲料・ビール)を登録しており、どの訴訟においても、係争商標の使用を立証すべき期間は2021年1月末前後から2024年1月末であった。B社は、ウクライナ侵攻後にロシア市場から撤退したが、少なくとも2021年での使用事実の立証には問題がなかった事案といえる。

B社は、ロシア企業による登録取消しの請求は権利濫用であることも主張していたが、権利濫用の主張は否定された。権利濫用としては、他者に損害を与える意思を明らかに証明する具体的な事情が必要であるところ、登録取消しの訴訟を提起すること自体は権利濫用ではなく、ロシア企業の行為が、B社に損害を与えることだけを目的とした行為であると証明する証拠は提出されなかったと判断された。

## (3)香港企業による登録取消訴訟

香港企業が、2024年、20社以上の外国企業(非友好国企業)を相手に、ロシア登録商標の登録取消訴訟を提起した。香港企業は、訴訟に先立ち、取消しの利害関係の主張のために、ロシアにおいて新規商標の登録を申請し、登録が拒絶されていたようである。これらの訴訟については、商標の転売を目的としている可能性を指摘するロシアメディアもある<sup>2</sup>。

2025年6月、米国のネット小売大手C社とフィンランドの大手電気通信機器メーカーD社が登録していた商標につき登録の取消しが認められたと報道された(事件番号はそれぞれSIP-808/2024、SIP-799/2024)<sup>3</sup>。どちらも、グループ内の関連企業に対する訴えであり、両社とも、書面も提出せず審理にも出席しなかった結果である。香港企業は、2024年7月、上記訴訟と同時に、C社グループ内の知的財産を管理・所有する会社に対しても、D社グループの本社に対しても、商標の登録取消訴訟を起こしているが、C社もD社も応訴し、2026年1月末現在、どちらの訴訟も、まだ第一審が係属している(事件番号はそれぞれSIP-800/2024、SIP-802/2024)。

香港企業は、日本企業3社の商標も標的にしたが、うち2件は、訴状に添付すべき国家手数料支払証明書が提出されなかったために、2025年初めに訴えは却下された(事件番号SIP-1355/2024、SIP-1299/2024)。もう1件は、保全措置が認められていたが、その後に訴訟は提起されず、2024年末に保全措置が取り消された(事件番号SIP-1162/2024)。濫用的な申し立てだったのか、当事者間で何らかの和解に達したのかなど、詳細は不明である。

## 4. 非友好国企業による商標の新規登録

ロシア市場から撤退した非友好国企業は、不使用により登録を取り消された商標が悪用されないように、2024年以降、

新たにロシアでの商標の登録を出願している<sup>4</sup>。当初、ロシアメディアは、度々、外国ブランドがロシア市場に戻る準備を始めたと報じていたが、現在は、防衛的な商標登録であるとの理解が定着している。

ロシアの法律事務所SL LEGALの調査によれば、日本企業も含めて、新規登録が認められているとのことで、非友好国企業というだけで不利な扱いは受けていないようである。ただし、防衛的な商標登録について、ロシアでは、商標権者自身による場合であっても、同一商標・類似商標の登録は拒絶されている点には留意を要する。スウェーデンの大手家具会社E社が、防衛策として、2023年夏、4つ商標の新規登録を試みたところ、1商標については、同一区分の商品につき、同一の商標の登録があることを理由に、2024年9月、登録は拒絶された(申請番号2023768359)。E社は、登録商品を変更し、2025年4月、商標の登録が認められた。

1 Суд впервые отменил правовую охрану товарного знака ушедшей из РФ компании | Коммерсантъ [最終閲覧日2026年1月30日]

2 Гонконгский производитель электроники хочет прекратить охрану товарного знака Nokia в России [最終閲覧日2026年1月30日]

3 Суд прекратил охрану товарных знаков Amazon и Nokia [最終閲覧日2026年1月30日]

4 Coca-Cola on trademark registration in Russia: safeguarding brand from third-party exploitation | Ukrainska Pravda [最終閲覧日2026年1月30日]

(2026年1月30日作成)

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 小林 英治 ([ejji.kobayashi@amt-law.com](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com))  
弁護士 松嶋 希会 ([kie.matsushima@amt-law.com](mailto:kie.matsushima@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
  
  - その他ロシアに関するニュースレター  
[新興国への投資・撤退・再投資に起こりうるシナリオ - ロシアの例 \(1\)](#) (2025年10月)  
[アジア・ビジネスと対ロシア制裁](#) (2025年2月)  
[制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段 \(外国法人へのロシア倒産法の適用\)](#) (2024年8月)  
[日本の対ロシア経済制裁と日系ロシアビジネスを振り返る](#) (2024年2月)  
[制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段\(アップデート\)](#) (2023年8月)  
[制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段](#) (2022年7月)